

◎新潟県告示第32号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、直江津港において放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成30年4月1日から適用する。

なお、その関係図面は新潟県交通政策局港湾整備課及び上越地域振興局直江津港湾事務所に備え置く。

平成30年1月12日

直江津港港湾管理者

新潟県

新潟県知事 米山 隆一

- 1 放置等禁止区域
別紙図面に示す県有地、国有海浜地及び水域
- 2 放置等の行為禁止物件
船舶、車両及びその部品

直江津港 放置等禁止区域指定図

凡例



指定区域

